

第4回再犯防止推進計画検討会への意見 2022.04.18

堂本暁子

(全般的事項)

女性の再犯率が高止まりの状況にあるため、対策を検討すること。

1. 女性の抱える問題に応じた指導等（現行計画第5の1(2)②V）

○法務省は、女子受刑者が出所後に自立した生活を営むことができるようにすることが基本。したがって在所中から、就労意欲を喚起するとともに、女性の特性を踏まえた就労に必要な職業訓練を一層強化し、そのために必要な体制を構築し予算を確保すること。

○現計画においても刑事施設における処遇は「女子刑事施設連携事業」と「摂食障害を有する女子受刑者に対する治療・処遇体制の強化」が記載され、推進されているところであるが、次期計画においてもこれらの取組を着実に推進していくこと。

・札幌刑務支所における女子依存症回復支援モデル事業の検証結果を踏まえ、他の地域にも拡大すること。

・女子受刑者の特性に応じたきめ細かな社会復帰支援や生活環境調整の充実強化

・被害体験を有する女子受刑者への指導・支援の充実強化  
など、今後とも強力に取り組むこと。

○厚労省は、売春防止法の改正を踏まえ婦人保護事業の拡充（婦人保護施設利用促進、民間支援団体との連携強化等に係る予算措置）を行っているとのことだが、厚労省と連携して、①矯正施設入所前段階の困難を抱える女性が新たな婦人保護事業につながりやすくなるとともに、②女子非行少年や女子受刑者の社会復帰支援との連携が生活環境調整の中で促進されることが期待されるため、再犯防止への活用を検討すること。

2. 「ストーカー加害者に対する指導等」（現行計画第5の1(2)②ii）

ストーカー加害者だけではなく DV（ドメスティックバイオレンス）の追記を検討すること。

DVによる検挙者数は、ストーカー事案の検挙件数をはるかに上回っており、DV防止法の加害者の再犯を防止する観点から、DV加害者に対する指導等を充

実すべきであり、今後、再犯防止推進計画に基づき施策を実施する上でその重要性を十分認識するとともに、今後の同計画の見直しにおいて、「ストーカー加害者に対する指導等」と同様に、「DV加害者に対する指導等」を明記すること。

また、DV罪や児童虐待罪という罪名はなく、様々な罪名で刑事施設に入所してきており、どの受刑者がDV加害者なのかは調べないと判明しないとのことである。矯正施設等においては、DV加害者であることが明らかになった受刑者については適切な処遇プログラムを実施すべきである。

京都プロGRESSでは、DVはジェンダーに基づく女性に対する暴力として京都宣言に書き込まれており、ジェンダー主流化が求められているが、日本の刑務所ではその視点が不足している。そこに目を向け、女性に対するジェンダー指導等のプログラムを広げること。

### 3. 施設整備及び人材の確保について

女性職員がその固有の能力を発揮して受刑者処遇を行うことができる執務環境の整備が求められる。また、検討されている刑法の改正等により、今後、新たな自由刑（拘禁刑）の創設後には、特に女子受刑者については、刑務作業中心の処遇から、依存症からの脱却にも重点を置き、更生を目的とした各種指導を行う必要があるため、人材を確保し、それに向けた体制を構築すべきである。

以上